

政令第六十三号

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の経済産業省関係規定の施行に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第二百二十八条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の経済産業省関係規定の施行に関する政令（平成二十三年政令第百三十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「平成二十五年三月三十一日」を「次の各号に掲げる同項に規定する債務の保証の区分に応じ、当該各号に定める日」に改め、同条に次の各号を加える。

- 一 法第二百二十八条第一項第一号に掲げる者及び同項第三号に掲げる者（その直接又は間接の構成員のうち同項第一号に掲げる者を含むものに限る。）に係るもの 平成二十六年三月三十一日
- 二 法第二百二十八条第一項第二号に掲げる者及び同項第三号に掲げる者（前号に規定するものを除く。）に係るもの 平成二十五年三月三十一日

附 則

この政令は、公布の日から施行する。